

出版物に関する権利検討委員会 第1分科会
第4回 議事録(要旨)

日時：2013年5月20日(月) 16:30～18:15

場所：日本出版会館 4階会議室

出席：植村八潮(専修大学文学部教授)、内田豊(日本楽譜出版協会)、落合早苗(日本ペンクラブ)、片寄聡(日本書籍出版協会)、幸森軍也(マンガジャパン)、佐藤隆信(日本雑誌協会)、瀬尾太一(日本写真著作権協会)、高須次郎(日本出版者協議会)、田中敏隆(日本雑誌協会)、千葉洋嗣(日本漫画家協会)、永井祥一(日本出版インフラセンター)、長尾玲子(日本文藝家協会)、細島三喜(日本電子書籍出版社協会)、星晶広(21世紀のコミック作家の会/弁護士)、山田健太(専修大学文学部教授)

陪席：桶田大介(弁護士)、樋口清一(日本書籍出版協会)、村瀬拓男(弁護士)

：五十音順、敬称略

- 配布資料：①「出版者の権利のあり方に関する提言(第1ページのみ)」(中山研究会案)、及び「補足説明」
② 第13期文化審議会著作権分科会出版関連小委員会(5月13日)関連資料
③ 日本書籍出版協会知財委員会権利WG作成資料

司会：山田健太(検討委員会副委員長、第1分科会議長)

議事：

<出版関連小委員会(5月13日)の報告>

山田氏：本日は、中山研究会案に対して出版界はどういう意向か、文化審議会小委員会の議論の確認、それに対する意見交換がテーマとなる。まず小委員会での議論を報告して欲しい。

樋口氏：小委員会ではまず、文化庁著作権課から、三省デジ懇から電子書籍検討会議に至るこれまでの検討経緯、権利付与等の方策の4種類の整理等の説明があり、経団連吉村委員から「電子出版権」の説明、金子委員から中山研究会案の説明があった。続いて、日印産連から関連して公表した2文書の説明及び議員立法・隣接権への反対表明があり、漫画家協会のちば委員から、漫画は原画と印刷版がほぼ同じで、版を作成した出版者に隣接権を認めたくないが、契約をもとにした出版権の拡大の提案については検討の余地がある旨の意見表明があり、書協の堀内委員からは集英社が蒙っている侵害事例とその対策の困難さの説明、出版界としては

中山提案を支持するとの表明があり、同じく野間委員から、違法ファイルの被害と、侵害物件の多くは紙の出版物からスキャンしたものであり、新刊書の多くが紙と電子の同時発行になってきていることから、紙と電子の著作権は一体として考える必要があるとの意見が述べられた。その後、委員の意見交換があり、権利者委員からは、権利を求める出版者の意図と従来の隣接権主張が中山案に変わった理由について、また現実の権利処理のやり方について目配りが必要であるとの意見が出た。文藝家協会の委員からは著作者と出版者の利益が常に一致しているわけではないこと、法律家委員からは、海賊版対策と流通促進は区別して議論すべきとの発言があった。出版者委員からは、海賊版対策が必要であることは全員一致しているので、権利の運用について著作者と出版者で合意できるよう考えたいとの表明があった。また、中山案については、さらに詳しい資料をとの要望があった。次回5月29日は11団体からのヒアリングが予定されている。

山田氏：権利者団体は、経団連案か、中山案か、今後どうなるかが知りたいところだと思う。

瀬尾氏：そこがこれから審議会の中で議論すべきことだ。今回は、ある意図的な方向に誘導されてはいないと思う。ただ、出版社は隣接権か中山案のどちらかと聞いていたので、中山案に支持をしばってきたのはショックだった。議論は4類型ではなく3類型になってしまった。そのほかには予定調和的な動きはない。これからの議論になる。

<中山研究会案補足説明>

山田氏：続いて資料により補足説明を桶田さんからお願いしたい。

桶田氏：まず4月4日公表の中山研究会提案は別紙も一体となっている。本日記布いただいた資料は本紙のみとなっているようなので、一応、言及させていただく。

なお、同提案は既に文化審議会、出版関連小委員会の議論に委ねられ、われわれ中山研究会6人の手元を離れたものと考えている。しかし、同小委員会には別途、金子委員が出席しているところ、金子委員に対し、弁護士、学者、主婦連等の各委員から「これでは足りない、補足を」との声があり、金子委員が補足を出すと発言されたことから、この補足説明を出すことになった。とはいえ、この補足説明は係る指摘を受ける前から準備を進めていたものであり、一旦6人の手元を離れたものについて追加的に説明するというわけではない。これは、あくまで4月4日当時、われわれが考えていた提案についての補足説明である。

では、資料に基づき、補足説明の内容について触れる。まず、著作者からの権利譲渡は好ましくない、そこで現行著作権の拡大再構成で侵害対策と利用促進を図るとした。なお、13日の小委では、潮見委員から海賊版対策と流通・利用促進とは切り分けて検討すべきとの意見が出たと聞き及ぶが、両者は表裏一体であると

というのが6人の理解である。

続いて資料2ページめについて言及する。提言の①と③は異質ではないか、関連性が疑問、③はわかりにくい等の声を聞き及ぶ。③について、①なし、単独でもありうるか。考え方は二通りあるが、われわれとしては判断しがたいので並置した。①はいわゆる出版なので、企業内複製などは対象外。③は出版以外の利用（複製）にも及ぶこととなる。選択型とした場合は、③単体で行ける。アドオン型は、出版権設定をした上で、③で特定の出版行為のみに権利を及ぼす。

続く3ページではサブライセンスについて言及している。原則として可能、ではなく例外として可能にすべきと幸森さんが仰ったことは承知しているが、この書き方は当初にも言及したとおり、あくまで4月4日時点の話であり、幸森さんの当該発言を無視または軽視する趣旨ではない。その他、対抗要件としての登録について、提言では図だけだったが、補足では言葉で説明した。

中山提言については、実務に携わっている方から学者の空論とのご意見もあるやに聞き及ぶが、同提言は長いスパンでの実現を考えたものである。なお、この補足説明は、次回の小委員会で皆さんの検討に資するよう早めに公表した。

山田氏：この検討委員会でも、金子さんに補足を要望していた。多少わかりやすくなったと思う。引き続き書協からの方針説明を。

<書協権利WGにおける検討内容説明>

片寄氏：説明の前に、先ほど瀬尾さんから出版界はもう著作隣接権を主張しないのかとの質問もあり、また出版界は変節したのかとの声も出ているようなのでお答えしたい。これまでわれわれは三省デジタル懇談会、文化庁の電子書籍検討会、シンポジウムなどを通じて、著作者の権利に影響を及ぼさない著作隣接権を主張してきた。しかし、関係諸団体から予想外の反対があり、また経団連からも対案が出てきた。そんな膠着状態が続く中、中川勉強会の国会議員が現状を打開するため、中山先生らに第三案の作成を依頼し、「中山提言」が示された。そして中川勉強会は、中山提言を支持し文化審議会に委ねられることとなった。われわれは中山提言の中味については事前に承知していなかったが、これ以上、著作隣接権を主張し続けることは難しいと判断。中山提言もわれわれの主張をかなりカバーしており、現状ではもっとも現実的な案ゆえ、これに乗って議論することとした。権利侵害対策、外資系プラットフォーム寡占対応に時間的余裕がないことも判断材料のひとつだ。小委員会でもう一度著作隣接権を主張する考えはない。ちなみに中山提言は出版界との相談の上作られたとの見方があるが、短期間に精力的にまとめていただいた中山先生らに対し失礼な話である。29日の小委員会でも説明できると思うが、持ち時間が少ないので、あえてこの場で発言をした。

村瀬氏：資料説明に入る。書協の中で権利関係の議論をしていた知財委員会の下の権利W

Gの座長として説明する。資料は、中山提言と補足説明が出版界としてどういう意味を持つか解説し、出版社の実務におろし、今後の議論を準備するために作成した。まず提言①と③の出版権の違いを説明、さらに議論の大前提として出版権設定という行為とその立法化の意義について解説した。また出版物のヴァリエーションごとに①と③出版権がどう働くか図示し、現行出版権と「中山提言出版権」(①、③出版権)についてマトリクスにまとめた。

山田氏：だいぶ見えてきたが、中山研究会の代表としてではなく個人としてお答えいただきたいが、桶田さん、この書協の理解についてご意見を。

桶田氏：紙で見るだけだと一部違和感があったが、口頭の説明で納得した。違和感があったのは、③が雑誌のみに働くように見えた点だが、口頭説明で他のものにも働くというので了解。「出版契約はただ債権契約であって……」というくだりも、小委員会でも、実務にどう効果的なのか疑問が出た点への解答になっている。立法により、権利物権的効力、つまり誰に対してもものが言えるようになることが必要であり、海外では効力がないとの意見があるが、少なくともアメリカでは日本の出版社は独占的ライセンシーとして捉えられ、違法対策が可能になるのではないかと議論が6人の中ではあった。

山田氏：書協はこの案が今一番現実的であると認識しているが、この点について意見は？

高須氏：さきほどの瀬尾さんのご疑問にも通じるが、出版協は隣接権が望ましいが現時点では中山案を採る。われわれは人文・学術の単行本の出版社だが、文庫化等で本文が組みなおされた場合に対抗が難しい。電子化でグーグル、アマゾンへの対抗も十分か、ということから中川勉強会の隣接権「骨子案」では不十分と考えた。つまり一次出版社としての権利が保護される方向でなければ賛成しがたかったので、その点、中川勉強会骨子案の隣接権より現行出版権の拡大がよろしいという結論になった。

瀬尾氏：この資料と説明でだいぶわかりやすくなった。私は、写真著作権協会の理事になって13年。その頃、写真家は出版社とは敵対的で、出版社を搾取する存在と見ていたが、自分は出版社とも他団体とも出来るだけ協調してゆくことが重要だと考えてきた。いま私が一番危惧しているのは、今回の議論の是非で、また出版社と著作者の間に深い溝ができることである。今後も、国会図書館の電子化問題などで出版社とは手を携えてゆかなければならないと考えている。それに今回は隣接権主張から、著作者の権利を出版社の権利に置き換える主張になっている。この委員会がどういう権利にするか是非を問う場であるとすると、文化庁と二重の議論となってしまう。そうであれば権利者団体はもう出席しなくなるだろう。小委員会で文藝家協会の永江委員が言っていたように、著作者と出版社の利益が反することがある。個人としての権利者は非力なので大組織の出版社とは著作者団体

をとおして話をする。また、私は、私の発言について書協、雑協から公式に抗議を受けている。不徳のいたすところだが、それでも私は話し合いの窓口を務めて行きたい。写真家団体としては、中山案には賛成、だが、提言③は今回は立法を見送り、今後の検討に委ねたいというのが公式な表明だ。他団体も姿勢を表明して欲しい。そして、文化審議会小委員会の論議に委ねて、この場では権利の「是非」を話すべきではないと提案する。

内田氏：私は日本楽譜出版協会の代表として桶田、村瀬両氏に聞きたい。楽譜はクラシック音楽が市場売上の約4割を占めている。そしてその大半は著作権切れだ。原典版は校訂者がいるのでその人に出版権を設定してもらえるが、著者が立てられないものが多い。これらの版面の保護が出来るのは隣接権だけだ。金子先生は、楽譜は中山案では難しい、別の保護をと仰ったがどういう道があるのか？

桶田氏：大前提として、楽譜に限らず、パブリックドメイン作品は（仏典を国会図書館が電子化したケースが業界紙に載っているが）対象外になる。私個人は隣接権が良いのではと思うが、まずは、出版者の権利が何らかの形で機能する形になることが重要。それが機能するようになった後であれば、改めてPD作品などに対して無策でいいのか、という議論になっていくのではないか。

山田氏：最後にこの委員会を今後どう進めるのかの議論をしたい。隣接権案をもとにスタートしたが、いろいろな変遷を経て、いま中山案と経団連案がある。それをベースにこの委員会の最初の目的である出版界のいろいろな問題を議論する。そういう認識で良いか？そして前回私がまとめた論点について、この委員会を継続し、法案にフィードバックすることもありうるという点。これにも御意見を。

佐藤氏：隣接権を検討していた頃は、隣接権そのものへの反対で、著作者団体と危機意識を共有できるところまで行かなかった。今日の委員会では、中山案がある意味理解が難しいので、それを理解する場になってしまった。そこでまず、デジタル技術への危機意識を共有したい。著作者団体としては、搾取されている人の主張を代弁するのはわかるが、未来の著者も代表している。よく言うことだが、30年後、40年後も本を出し続けられることが大切だ。もう一つ言いたいのは、中山案では、契約時に著者がいろいろ判断を迫られる。弱い著者、強い著者、弱い出版社、強い出版社がある。その中で隣接権が良かったと思われることがあったら、そう主張して欲しい。

瀬尾氏：日本の著作者は契約を交わすことについて不安を持っている。中山案は著作者から出版社に権利が移動する問題がある。契約を結ばなければ良いといってもそれは難しい。

村瀬氏：中山案についてそう言い切られると議論をミスリードする。

山田氏：委員会としては、法案自体に賛成反対をいう場ではない。現在の問題について法案の内容をこう改善すべきだと議論するのは良いと思う。重要なポイントは、出

版界でお互い困っていることを出し合うのがこの委員会の立ち上げの目的だった、次回以降、議論の進め方を工夫し、この場にいろいろな意見を出せるようにしたい。